

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第58回）開催結果概要

1 日時

平成29年5月26日（金）午後3時30分から午後5時35分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋山仁美，井堀利宏，大野勝則，奥山信一，川出敏裕，高橋宏志（座長），中尾正信，野間万友美，山田真紀，山本和彦，横井弘明

（事務総局）

門田友昌審議官，清藤健一総務局第一課長，岩井一真総務局参事官，成田晋司民事局第一課長，福島直之刑事局第一課長，小田真治行政局第一課長，澤村智子家庭局第一課長

4 進行

（1）報告及び意見交換等

ア 第7回報告書案の構成等について

岩井総務局参事官から，報告書案は最新の平成28年の統計データを元に作成していることに加え，報告書案の構成が説明された。また，今回も，報告書の公表に合わせ，前回の公表時と同項目の統計資料を資料編としてウェブアップすることについて説明された。

イ 第7回報告書案について

（ア）民事訴訟事件の統計データ分析について

成田民事局第一課長から，民事第一審訴訟事件について，新受件数は平成22年以降5年連続で減少傾向であったが，平成27年及び平成28年は若干増加したこと，平均審理期間は事件全体で平成27年より0.1月短縮し，過払金等事件以外の事件に限定した場合には平成27年より0.

5月短くなっているものの、人証調べを実施した事件の平均審理期間や争点整理期日の平均回数が増えており、実質的な争いのある事件の平均審理期間、特に争点整理期間は依然として長期化傾向にあることなどが説明された。

続いて、小田行政局第一課長から、① 知的財産権訴訟については、平均審理期間は平成25年以降短縮傾向にあること、② 労働関係訴訟については、新受件数がこれまでで最も多い件数となり、平均審理期間は平成22年以降長期化していること、③ 労働審判事件については、新受件数が労働関係訴訟と同様に高い水準で推移しているが、全体の7割弱の事件が3月以内に終局していること、④ 行政事件訴訟については、平均審理期間は平成27年から若干短縮したものの、平成18年以降大きな変化なく推移していることなどが説明された。

(イ) 民事実情調査について

成田民事局第一課長から、前回の検証検討会での議論を踏まえて報告書案の記述を改めるなどしたこと、また、実情調査及び検証検討会での議論において、事件の複雑困難化が進んでいるとの指摘があったことなどから、前回の検証検討会後に近年の統計データをそのような観点から分析し、平成19年において平均審理期間が12月超18月以下であった事件類型（「その他の損害賠償」に分類される事件も含まれる）の割合が、平成19年には過払金等事件を除く全体の中で約32%であったのに対し、平成28年には約47%に増加しており、近年、事件全体としては複雑困難化が進んでおり、特に、争点等についての認識共有が困難となる非典型的な損害賠償請求事件が増加していることが定量的データからも明らかにされたこと、事件全体の複雑困難化が進んでいることを踏まえると、争点整理が双方向のコミュニケーションを通じて認識共有を目指すプロセスであるというイメージを裁判所と代理人との間で共有することがますます重

要となっていることなどが説明された。

(中尾委員)

- 争点整理における裁判所と当事者との認識共有を妨げる客観的要因として、事件全体として複雑困難化が進んでおり、争点整理における認識共有が困難になっていることが、定量的データの分析により客観的に明らかになった。争点整理においては、事件の特質や審理の段階に応じて、意識的に双方向のコミュニケーションを通じて争点についての認識共有を図っていかなくてはならないことを明らかにするものであり、画期的である。代理人となる弁護士にも課題がよく伝わると思う。

(高橋座長)

- 同感である。

(井堀委員)

- 定量的データによれば、平均審理期間が12月超18月以下の事件類型の割合がほぼ一貫して増えているが、ここ10年間の事件全体の平均審理期間の推移と整合しているのか。

(門田審議官)

- 民事第一審訴訟(全体)の平均審理期間は、平成20年から平成27年にかけては長期化しているなど、ここ10年間の事件全体の平均審理期間の推移ともおおむね整合しているものと理解している。

(山本委員)

- 平均審理期間が12月超18月以下の事件類型が増えている。この事件類型に含まれる事件としては、その他の損害賠償、交通損害賠償が多いと思うが、両者とも比率が増えているということか。

(岩井参事官)

- そのとおりである。

(山本委員)

- 「その他の損害賠償」は、交通損害賠償と異なり、非典型的な様々な事件が含まれている。そのため、分析するのが難しいが、ここまで増えてくると、今後、対応を考えていかなければならない。

(中尾委員)

- 「その他の損害賠償」は全既済件数のうちの相当部分を占めている。
「その他の損害賠償」は、非典型的で法律構成が難しい事件も多く含まれており、「その他の損害賠償」についての争点整理のプラクティスが重要になっている。「その他の損害賠償」には、考慮要素の項目が抽出できないような事件のほか、そもそも請求原因自体を理解することが困難な事件も含まれている。統計データの作成にあたり、「その他の損害賠償」を分類するのは困難であると思う。

(高橋座長)

- 「その他の損害賠償」を再分類した形の統計データを作成することは困難であるが、実情調査において、「その他の損害賠償」には多様な事件が含まれているという視点も交えて調査や意見交換をすることは有益であると思われる。

(山田委員)

- 非典型的な損害賠償が増えているという実感はある。審理期間が長期に及ぶ事件を大きく2つに分けると、1つは、法律構成を含めて新しい類型の事件であり、理論構成自体の当否が問題となる事件である。もう1つは、例えば、既存の法律構成を用いてはいるものの、不法行為における被侵害利益が何かなど、法律構成の基本的な部分について、代理人に確認していかなければ読み解けないような類型の事件ということになるが、対応の仕方は個々の事件で違っていて、分類するとなると非常に難しい。

(奥山委員)

- 定量的データの4つの事件類型はどのように分類しているのか。

(門田審議官)

- 平成19年のデータを基準に、平均審理期間の長短に応じて、事件類型を4分類した。

(奥山委員)

- 平成19年のデータでは平均審理期間が6月以下の事件類型に分類されていた事件が、他の年のデータにおいては平均審理期間が6月超12月以下の事件類型に分類されるといった変化は、ここ10年間は生じていないのか。

(門田審議官)

- これら4分類の内訳(分布)は、平成19年から平成28年の間、おおむね変化はない。

(中尾委員)

- 代理人について、争点整理が双方向のコミュニケーションを通じて認識共有を目指すプロセスであることについてのイメージを共有し、裁判官による釈明権の行使や暫定的心証開示は、このようなプロセスの一環として行われるものであることへの理解をより深めることが必要である旨が指摘されているが、この点は、代理人だけでなく裁判官にとっても今後の争点整理の運用の指針となるものであると思われる。

(高橋座長)

- この部分は、争点整理に対する裁判官と代理人のアプローチにそごが生じているという問題意識からこのような記載となっているのではないか。

(山本委員)

- 報告書案には、裁判所の役割として、自らの認識をより意識的に示し、当事者との間で積極的に認識共有を図っていく必要があると思われる旨も記載されており、代理人のみならず裁判官に対しても、争点整理が双方向のコミュニケーションであることを意識することが求められている。

(門田審議官)

- 争点整理が双方向のコミュニケーションを通じて認識共有を目指すプロセスであるというマインドは裁判官にも当然に求められており、報告書案には、そのことを前提とした上で、具体的な手法を記載したところである。

(ウ) 刑事第一審訴訟事件について

福島刑事局第一課長から、① 刑事通常第一審事件全体について、新受人員は若干の増減はあるものの、おおむね横ばいの状況にあり、終局人員も同様の傾向にあること、平均審理期間は全体として3月前後で推移しており、おおむね順調に処理されていること、② 裁判員裁判対象事件について、新受人員は減少傾向が続いていること、平均審理期間は、自白・否認の別に関わらず再び長期化したこと、公判前整理手続期間の長期化が平均審理期間の長期化の要因であることなどが説明された。

また、公判前整理手続を適切かつ合理的な期間内に終えることが重要な課題であり、早期の打合せの実施や公判期日の仮予約などの取組を続けるとともに、公判前整理手続ではどこまで詳細に争点等を整理すべきなのか、手続の主事者である裁判所と訴訟追行の主体である当事者との役割はどうあるべきか、そもそも公判前整理手続で何を整理すべきなのかという点についても検討していく必要がある旨説明された。

(横井委員)

- 争点整理の内容というより、証拠開示が充実したことにより公判前整理手続が長期化しているという感想を持っている。

(大野委員)

- 証拠開示に時間を要するケースもあるとしても、他の部分を工夫するなどして、公判前整理手続に要する期間を短くすることができるのではないかと考えている。事件関係者の記憶の減退が審理に与える影響は軽視でき

ず、裁判員の中には、もっと早く公判を開けなかったのかとの疑問を抱く方もいる。公判前整理手続の迅速化は法曹三者で考えなければならない問題であるが、裁判所としては現状に危機感を持っている。

(エ) 家事事件・人事訴訟事件の統計データ分析について

澤村家庭局第一課長から、① 家事事件全般について、新受件数は、成年後見等監督処分事件等の大幅な増加もあり、全体としては増加傾向にあること、② 平均審理期間は、遺産分割事件については短縮傾向にある一方、婚姻関係事件、子の監護事件については長期化傾向にあること、③ 家事事件手続法により別表第二調停事件にまで対象が広がった「調停に代わる審判」で終局した事件の割合が遺産分割事件で特に増加していること、④ 人事訴訟事件については、新受件数が若干減少した一方で、財産分与の申立てがある離婚事件の割合が増加傾向にあることの影響により平均審理期間の長期化傾向が続いていることなどが説明された。

(山本委員)

- 離婚訴訟における財産分与の申立ての割合が顕著に増加しているが、この点につき、原因の分析はしているのか。

(澤村家庭局第一課長)

- 権利意識の高まりに加え、離婚時に財産分与を受けられることについての社会的な認識が高まったことも要因の1つとして考えられる。ただ、ここ1、2年で財産分与の申立てが急増した要因については把握できていない。

(横井委員)

- 代理人が選任された事件では、財産分与の申立てがされることが多い。

(中尾委員)

- 代理人選任率が上がっている点は1つの要因かもしれない。また、人事訴訟まで至る事案では、当事者の感情的対立もあり、争うところは争うと

いう姿勢の当事者が多いことも要因であると思う。

(オ) 家事情調査について

澤村家庭局第一課長から、前回の検証検討会での議論を踏まえて報告書案の記述を改めるなどしたことが説明された。

(中尾委員)

- 家事事件における手続代理人選任率が上がる傾向は、今後も続くと思われる。手続代理人が、当事者に寄り添いつつ当事者の自主的紛争解決意欲を引き出すためには、専門的な知見だけでなく、人間的な力量、洞察力、スキルも必要である。家事事件の手続代理人は誰でもできるという受け止め方もあるが、実は、専門的な分野になっているともいえる。手続代理人選任率の高まりを適正・迅速な紛争解決に結びつけていくには、手続代理人の役割について検討することが重要である。

(2) 今後の予定について

第7回検証結果の公表は7月の第3週ないし第4週に行う予定であることが説明され、次回の検討会は、事務局において日程調整を行い、第8回クールの方向性について意見交換することが確認された。

(以 上)